各種問合せ

貸金業者に対する苦情　※休日・祝日・年末年始は除く

●契約書面の不備や取立て行為などに関する苦情

財務省近畿財務局きんざい金融ホットライン	☎ 06-6949-6259	月曜日～金曜日　9時～12時、13時～17時　※近畿財務局登録
大阪府商工労働部中小企業支援室金融課	☎ 06-6210-9506	月曜日～金曜日　9時～18時　※大阪府登録
日本貸金業協会（貸金業相談・紛争解決センター）	☎ 0570-051-051	月曜日～金曜日　9時～17時

貸付自粛制度　※休日・祝日・年末年始は除く

日本貸金業協会（貸金業相談・紛争解決センター）	☎ 0570-051-051	月曜日～金曜日　9時～17時
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	☎ 0570-666-414	月曜日～金曜日　10時～16時
全国銀行個人信用情報センター	☎ 0120-540-558 ☎ 03-3214-5020(携帯電話、PHS等から)	月曜日～金曜日　9時～12時、13時～17時

生活・教育資金の貸付け　※休日・祝日・年末年始は除く

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	☎ 06-6762-9474	月曜日～金曜日　9時～17時
市区町村社会福祉協議会（貸付窓口）	各協議会へお問合せください（各市区町村に社会福祉協議会があります）	

就職や職業訓練　※休日・祝日・年末年始は除く

OSAKAしごとフィールド（年齢や性別、障がいの有無に関わらず、全ての求職者の方）	
	■ ☎ 06-4794-9198 ■ 月曜日～金曜日　9時30分～20時、土曜日　9時30分～16時
OSAKAしごとフィールド　大阪東ハローワークコーナー（利用にはOSAKAしごとフィールドへの登録が必要です）	
	■ ☎ 06-7669-9571 ■ 月曜日～金曜日　10時～18時30分
ハローワーク	■ 『ハローワーク開庁時間一覧｜大阪ハローワーク』で検索 ■ 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※一部のハローワークでは開庁時間・開庁曜日が異なります。

こころの悩み　※休日・祝日・年末年始は除く

大阪府こころの健康総合センター	【こころの電話相談】 ☎ 06-6607-8814	月曜日～金曜日　9時30分～17時 ※水曜日は40歳未満の方のための【わかぼちダイヤル】として実施。
	【依存症専門相談】 ☎ 06-6691-2818	月曜日～金曜日　9時～17時45分 第2・第4土曜日　9時～17時30分
大阪市こころの健康センター	【こころの悩み電話相談】 ☎ 06-6923-0936	月曜日～金曜日　9時30分～17時
	【依存症相談専用電話】 ☎ 06-6922-3475	月曜日～金曜日　9時～17時30分
堺市こころの健康センター	【こころの電話相談】 ☎ 072-243-5500	月曜日～金曜日　9時～12時、12時45分～17時
大阪精神医療センター	☎ 072-847-3261	月曜日～金曜日　9時～17時　（依存症の治療等に関する相談）

悪質商法

大阪府警察本部悪質商法110番	☎ 06-6941-4592	終日

ヤミ金融業者に要注意

■貸金業を営む者は、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。
お金を借りる時は、近畿財務局きんざい金融ホットライン又は大阪府商工労働部中小企業支援室金融課へ登録の確認を行い、登録の確認ができない業者からは『絶対に借りない』ようにしましょう。

■ヤミ金融業者は、法律で定められた金利をはるかに超える高金利で貸付けを行うので、返済請求額が雪だるま式に膨れ上がり、あっという間に返済不能となります。そして、返済が少しでも遅れた場合には、勤務先や親兄弟・親戚にまで脅迫まがいの厳しい取立てや嫌がらせなどを行い、精神的な追込みをかけてきます。

【勧誘手口の一例】

●ヤミ金融業者は、「低利で融資」「他店で断られた方でもOK」「らくらく・簡単」「即日融資」など利用者の心理をついて誘い込んできます。
●「信用力を確認するため」として申込者から保証金等を振り込ませます。
●融資条件として申込者に携帯電話を購入させ、ヤミ金融業者に提供させます。
●申込者専用の返済口座に利用するとの名目で、通帳・カード・暗証番号を聞き出します。

【発行】
大阪市住之江区南港北1丁目14-16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
大阪府商工労働部中小企業支援室　金融課　貸金業対策グループ
☎ 06-6210-9506　FAX　06-6210-9510

大阪府

令和８年度版

債務整理相談窓口のご案内

相談無料
秘密厳守

あなたの身近なところに
相談窓口はあります

～ひとりで悩まず、まずはお電話～

ご相談にあたって

■世帯の収入の状況を確認しましょう　…給与明細書、源泉徴収票、公的給付（生活保護・各種手当等）の支給決定通知等をご用意ください。
■借り入れの状況を確認しましょう　…契約書や借入先からの請求書・明細書・督促状・裁判所からの通知等をご用意ください。借り入れ状況がわからない場合は、以下の「信用情報機関」で自分の借り入れ状況を調べることができます。
（消費者金融会社、クレジット会社、金融機関等の契約内容や返済状況などに関する情報が確認できます。）

株式会社日本信用情報機構（JICC） **【主な会員：消費者金融会社、クレジット会社など】** **※土・日・祝日・年末年始は除く**	■☎ 0570-055-955（月曜日～金曜日　10時～16時） ■JICCは、消費者金融、クレジット・信販、金融機関、保証・リース会社等を会員とする、貸金業法に基づく指定を受けた指定信用情報機関です。 ■開示手続き：スマートフォンアプリ・郵送にて受付け（手数料必要）。
株式会社シー・アイ・シー（CIC） **【主な会員：信販会社、クレジット会社など】** **※土・日・祝日・年末年始は除く**	■☎ 0570-666-414（月曜日～金曜日　10時～16時） ■CICは、クレジット会社の共同出資により設立された、主に割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業を会員とする信用情報機関です。 また、CICは、割賦販売法および貸金業法に基づく指定を受けた指定信用情報機関です。 ■開示手続き：インターネット（スマートフォン）・郵送にて受付け（手数料必要）
全国銀行個人信用情報センター **【主な会員：金融機関など】** **※土・日・祝日・年末年始は除く**	■☎ 0120-540-558　携帯電話・PHS等からは、℡03-3214-5020（月曜日～金曜日 9時～12時、13時～17時） ■センターは、消費者信用の円滑化等を図るために、一般社団法人全国銀行協会が設置、運営している個人信用情報機関で、ローンやクレジットカード等に関する個人信用情報を登録し、会員における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供しています。 ■開示手続き：インターネット（パソコン・スマートフォン）・郵送にて受付け（手数料必要）

無料の借金相談窓口　※各相談窓口の受付は、休日・祝日・年末年始は除く　令和8年4月現在

近畿財務局

財務省近畿財務局　多重債務無料相談窓口	☎ 06-6949-6523	月曜日～金曜日　9時～12時　13時～17時

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会大阪センター

多重債務ほっとライン	☎ 0570-031640	月曜日～金曜日　10時～12時40分　14時～16時40分

市町村　※相談機関により、受付日時等が異なります。相談はお住まいの市町村へ

大阪市	大阪市消費者センター 【月～土（日・祝及び12月29日～翌年1月3日を除く）10:00～17:00】	☎ 06-6614-0999	大東市	大東市消費生活センター	☎ 072-870-0492
堺市	堺市堺区企画総務課（無料法律相談：予約制） 【月・水・金　13:00～16:00】	☎ 072-228-7403	東大阪市	東大阪市生活さいけん相談室	☎ 06-4309-3182
	堺市中区企画総務課（無料法律相談：予約制） 【火・木　13:00～16:00】	☎ 072-270-8181	八尾市	八尾市魅力創造部産業政策課 消費生活係（八尾市消費生活センター）	☎ 072-924-8531
	堺市東区企画総務課（無料法律相談：予約制） 【水・金　13:00～16:00】	☎ 072-287-8100	柏原市	柏原市消費生活センター 【月・火・木・金　10:30～15:30】	☎ 072-972-1554
	堺市西区企画総務課（無料法律相談：予約制） 【火・金　13:00～16:00】	☎ 072-275-1901	松原市	松原市市民生活部産業振興課	☎ 072-337-3112
	堺市南区企画総務課（無料法律相談：予約制） 【月・水　13:00～16:00】	☎ 072-290-1800	羽曳野市	羽曳野市消費生活センター 【月～金（土・日・祝及び12月29日～翌年1月3日を除く）　10:00～12:00、13:00～16:00（最終受付時間15：30）】	☎ 072-947-3715
	堺市北区企画総務課（無料法律相談：予約制） 【月・木　13:00～16:00】	☎ 072-258-6706	藤井寺市	藤井寺市消費生活センター 【月～金（土・日・祝及び12月29日～翌年1月3日を除く）　10:00～12:00、12:45～16:00（最終受付時間15：30）】	☎ 072-939-1320
	堺市美原区企画総務課（無料法律相談：予約制） 【木　13:00～15:00】	☎ 072-363-9311	太子町	太子町まちづくり推進部観光産業課	☎ 0721-98-5521
能勢町	能勢町まちづくり推進部魅力創造課	☎ 072-734-3241	河南町	河南町まち創造部農林商工観光課	☎ 0721-93-2500
豊能町	豊能町消費生活コーナー【月・火・木　10：00～12：00　13：00～16：00】 ※年末年始、祝日は除く。	☎ 072-739-3402	千早赤阪村	千早赤阪村産業建設部農林環境課	☎ 0721-26-7128
池田市	池田市立消費生活センター 【月～金　9:30～16:00】	☎ 072-753-5555	富田林市	富田林市市長公室広報広聴課	☎ 0721-25-1000
箕面市	市民部市民サービス政策課	☎ 072-724-6723	大阪狭山市	大阪狭山市消費生活センター	☎ 072-366-2400
豊中市	豊中市多重債務者生活相談窓口	☎ 06-6858-6656	河内長野市	河内長野市市民窓口課 （無料法律相談：予約制）【水 13:00～16：30】 【8月24日（月）、9月28日（月）、12月21日（月）、1月25日（月）、2月8日（月）13：00～16：30】	☎ 0721-53-1111
茨木市	くらしサポートセンターあすてっぷ茨木（地域福祉課内） 【月～金　9:00～17:00　予約優先】	☎ 072-655-2752	和泉市	和泉市くらしサポート課	☎ 0725-99-8100
高槻市	高槻市福祉相談支援課 くらしごとセンター	☎ 072-674-7767	高石市	高石市消費者生活センター	☎ 072-267-5501
島本町	島本町消費者相談室 【月・水・金】	☎ 075-963-2180	泉大津市	泉大津市消費生活センター 泉大津市市民生活応援窓口	☎ 0725-33-1131 ☎ 0725-33-9254
吹田市	吹田市市民相談室 【毎月第2・4（木）13:00～16:00 予約優先】	☎ 06-6385-8181	忠岡町	忠岡町消費生活相談窓口 【火・金　13:00～16:00】	☎ 0725-22-1122
摂津市	摂津市消費生活相談ルーム（産業振興課内）	☎ 06-6383-2666	岸和田市	岸和田市総合政策部広報広聴課 無料法律相談【木・金　13:00～17:00】 司法書士相談【毎月第1・3水　13:00～15:00】	☎ 072-423-9403
枚方市	枚方市市長公室広聴相談課　市民相談コーナー	☎ 072-861-2006	貝塚市	貝塚市健康福祉部市民相談室（貝塚市消費生活センター）	☎ 072-433-7085
交野市	交野市消費生活センター	☎ 072-891-5003	熊取町	熊取町消費生活センター 【毎週月～金曜日13:00～17:00（受付は16:00まで）】	☎ 072-452-6085
寝屋川市	寝屋川市立消費生活センター	☎ 072-828-0397	泉佐野市	泉佐野市消費生活センター	☎ 072-469-2240
守口市	守口市消費生活センター	☎ 06-6998-3600	田尻町	田尻町産業振興課	☎ 072-466-5018
門真市	くらしの相談窓口 門真市消費生活センター	☎ 06-6902-7249	泉南市	泉南市消費生活センター【月～金　9：00～12：00、13：00～16：00】	☎ 072-447-8099
四條畷市	四條畷市消費生活センター 【月・火・水・金　10:00～16:00、木　10:00～12:00】 四條畷市健康福祉部福祉政策課 【9:30～16:30】	（代表） ☎ 072-877-2121	阪南市	阪南市消費生活センター 【月・火・水・金　13:00～16:00（受付は15:30）】	☎ 072-489-4514
			岬　町	岬町産業観光促進課（消費者相談窓口） 【毎月第2金曜日】	☎ 072-492-2749

法律専門機関等

法テラス（日本司法支援センター）【予約制】　※収入・資産が一定額以下の方

大阪	☎ 0570-078329	予約受付：月曜日～金曜日　9時～17時　※土曜相談あり
堺	☎ 0570-078331	予約受付：月曜日～金曜日　9時～17時

民事法律扶助　経済的に余裕がない方への無料法律相談と弁護士・司法書士費用等を立替える制度です。（※費用立替制度には書面審査があります。）

○収入・資産が一定額以下の方がご利用いただけます。

基準	単身者	2人家族	3人家族	4人家族
収入（手取り月収）	182,000円以下 （200,200円以下）	251,000円以下 （276,100円以下）	272,000円以下 （299,200円以下）	299,000円以下 （328,900円以下）
資産（預貯金等）	180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※　5人家族以上は、1人増につき30，000円（33，000円）が加算されます。
① 原則、ご本人と配偶者の収入・資産を合算した金額で判断します。
②（　）内は、東京・大阪などの大都市の基準です。
③ 医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。
④ 家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

収入基準に加算できる額	41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

大阪弁護士会法律相談センター【予約制】　※インターネットでの予約も可

総合法律相談センター（西天満）	☎ 06-6364-1248	予約受付：月曜日～金曜日　9時～17時 土曜日　10時～15時30分　※平日夜間・土曜相談あり
なんば	☎ 06-6212-1061	予約受付：月曜日～金曜日　9時～12時、13時～20時 ※平日夜間・土日相談あり
堺	☎ 072-223-2903	予約受付：月曜日～金曜日　9時～12時、13時～17時
岸和田	☎ 072-433-9391	予約受付：月曜日～金曜日　9時～12時、13時～17時
谷町	☎ 06-6944-7550	予約受付：月曜日～金曜日　10時～12時、13時～16時45分

大阪司法書士会

司法書士総合相談センター【予約制】 （北・堺・泉佐野）	☎ 06-6943-6099	予約受付：月曜日～金曜日　10時～16時　※祝日を除く ※相談日時等は、電話でお問い合わせください。
司法書士総合相談ホットライン	☎ 06-6941-5758	水曜日　13時30分～16時30分　※祝日を除く

大阪市地域労働者福祉協議会【予約制】

ライフサポートセンター・生活安心ネットワーク大阪（LSC）	☎ 06-6944-0232	月曜日～金曜日　10時～12時、13時～16時

債務整理の方法

項　目	概　要
任意整理	裁判所を使わずに法律専門家に依頼して借金の解決を話し合う制度で、借金の総額が比較的少ない場合に適した手続きです。 所要期間は2～4か月、費用は1社2万5,000円程度ですが、法律専門家により費用は異なります。 ご自身で貸金業者と話し合いをすることもできます。
特定調停	裁判所において、公正な立場の調停委員を介して借金の解決を話し合う制度で、借金をしている先（貸金業者）が少ない場合に適した手続きです。所要期間は1～2か月、費用は数千円程度です。法律専門家に依頼することなく、ご自身が裁判所に調停の申立てを行うことができます。調停で決まった返済計画は、強制力があります。
民事再生	裁判所を通す手続きで、借入先の数や額が多く、複雑な場合で、定期的な収入がある場合に適した手続きです。 所要期間は1年程度、費用は30万円～60万円程度。複雑な手続きなので、法律専門家に依頼することをお薦めします。
自己破産	裁判所を通じて、持っている資産をお金に換えて、返済できる分は返済し、返済できない部分の借金を免除してもらう手続きです。 返済の見込みがない場合に選択する手続きです。所要期間は2か月半～半年程度、費用は30万円～60万円程度です。 法律専門家に依頼することをお薦めします。